

# 伏木富山港利用促進事業（荷主企業奨励金）実施要綱

## （趣旨）

第1条 この要綱は、富山県補助金等交付規則（昭和37年富山県規則第10号。以下「規則」という。）第21条の規定に基づき、伏木富山港利用促進事業（荷主企業奨励金）の実施について必要な事項を定めるものとする。

## （定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）奨励事業 伏木富山港（以下「本港」という。）における定期外貿コンテナ航路又は定期外貿RORO船航路の新規利用又は利用拡大によって物流の効率化を図る事業をいう。なお、航路の利用日は、原則として船荷証券の発行日によるものとする。ただし、輸入の場合は、伏木富山港への入港日とする。
- （2）事業者 国内に事業所を有し、継続的に事業活動を行う者（個人事業者を含み、商社、物流業者等を除く。）をいう。
- （3）商社、物流業者等 2社以上の事業者に代わって輸出入を行う者をいう。
- （4）船社 海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項で定める「船舶運航事業」を行う者をいう。
- （5）TEU 20フィート換算のコンテナ取扱個数の単位をいう。
- （6）船荷証券 船社が貨物の引受けをしたとき、荷主に対して発行する、貨物の受取又は船積み及び運送契約の内容を証する証券をいう。
- （7）企業立地助成金 各市町村が事業者に対し交付する助成金のうち、富山県企業立地助成金交付要綱が適用されるものをいう。
- （8）物流業務施設立地助成金 各市町村が事業者に対し交付する助成金のうち、富山県物流業務施設立地助成金交付要綱が適用されるものをいう。
- （9）企業立地計画の承認 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「企業立地促進法」という。）第14条に基づく承認をいう。
- （10）地域経済牽引事業計画の承認 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成29年法律第47号、以下「地域未来投資促進法」という。）第13条に基づく承認をいう。
- （11）シフト貨物事業 輸出又は輸入しているコンテナ貨物を取り扱う事業者が発着地を国内諸港湾から本港に転換させ、本港の国際定期コンテナ航路を利用し、国外諸港湾との間で輸出又は輸入するコンテナ貨物を取り扱う事業のうち、新規貨物事業を除くものをいう。
- （12）新規貨物事業 輸出又は輸入しているコンテナ貨物を取り扱う事業者が過去に本港の利用実績がなく、平成29年4月1日以降新規に本港の国際定期コンテナ航路を利用し、国外諸港湾との間で輸出又は輸入するコンテナ貨物を取り扱う事業をいう。
- （13）RORO船貨物事業 本港の国際定期RORO船航路を利用し、国外諸港湾との間で輸出又は輸入するRORO船貨物（中古車を除く。）を取り扱う事業をいう。

(奨励金の交付)

第3条 知事は、本港における定期航路の利用促進を図るため、毎年度、奨励事業を計画する事業者又は商社、物流業者等を募集し、その中から奨励の対象とする者(以下「奨励企業」という。)を指定し、奨励企業に対し、その実績に応じ、予算の範囲内において奨励金を交付するものとする。

(奨励金の交付対象者、交付要件、交付額、限度額、申請期間)

第4条 奨励金の交付対象者、交付要件、交付額、限度額、申請期間は次のとおりとする。

(1) コンテナ貨物

交付対象者		交付要件	交付額	該年度分 限度額(当)	申請期間	
事業者	シフト貨物事業・新規貨物事業	初年度	当該年度における本港利用のコンテナ取扱個数(伏木富山港拠点化輸送実験利用補助金交付要綱に基づき、伏木富山港拠点化輸送実験利用補助金の交付を受けて輸出又は輸入したコンテナ貨物を除くこととし、輸出と輸入の合計とする。以下同じ。)が10TEU以上49TEU以下であること。	1TEUあたり1万円	一奨励企業につき200万円	知事が別に定める期間
			当該年度における本港利用のコンテナ取扱個数が50TEU以上99TEU以下であること。	1TEUあたり1万5千円		
			当該年度における本港利用のコンテナ取扱個数が100TEU以上であること。	1TEUあたり2万円		
	二～五年度	当該年度における本港利用のコンテナ取扱個数が前年度に対し50TEU以上増加していること。	当該年度における本港利用のコンテナ取扱個数のうち、前年度に対し増加した分について、1TEUあたり1万円	一奨励企業につき100万円		
		当該年度における本港利用のコンテナ取扱個数が前年度に対し100TEU以上増加しているこ	当該年度における本港利用のコンテナ取扱個数のうち、	一奨励		

		と。	前年度に対し増加した分について、1 T E Uあたり 2 万円	企業につき 200 万円
	継続利用 (六年度以上)	当該年度における本港利用のコンテナ取扱個数が過去 3 箇年度の平均取扱個数に対し 50 T E U 以上増加していること。	当該年度における本港利用のコンテナ取扱個数のうち、過去 3 箇年度の平均取扱個数に対し増加した分について、1 T E Uあたり 2 千円	一奨励企業につき 200 万円
	新規立地・増設企業の場合	企業立地助成金若しくは物流業務施設立地助成金の交付決定を受けた企業又は企業立地計画若しくは地域経済牽引事業計画の承認を受けた企業で、当該年度における本港利用のコンテナ取扱個数が 10 T E U 以上であること。 (1 回の申請につき継続した 3 箇年度限り)	当該年度における本港利用のコンテナ取扱個数 1 T E U あたり 1 万円 ただし、操業開始後に発生した貨物に限る。	一奨励企業につき 100 万円
商社、物流業者等		当該年度において複数の事業者の本港利用のコンテナを取り扱い、そのコンテナ取扱個数の合計が 100 T E U 以上であり、かつ、前年度に対し 50 T E U 以上増加していること。	当該年度における本港利用のコンテナ取扱個数のうち、前年度に対し増加した分について、1 T E U あたり 2 万円	一奨励企業につき 200 万円

備考 交付要件におけるコンテナ取扱個数の算定においては、1 コンテナに満たない小口混載貨物は対象としない。

(2) RORO船貨物事業

交付対象者	交付要件	交付額	限度額	申請期間
事業者	当該年度における本港利用のRORO船貨物量(輸出と輸入の合計とする。以下同じ)が100トン(又はm <sup>3</sup> )以上であること。	当該年度における本港利用のRORO船貨物のうち、前年度に対し増加した分について、20トン(又はm <sup>3</sup> )あたり1万円	一奨励企業につき100万円	知事が別に定める期間

備考 トン(又はm<sup>3</sup>)は、RORO船貨物の貨物量を表す単位で、船荷証券等により確認することが可能なものとする。

(奨励企業指定の申請)

第5条 前条に規定する奨励金の交付要件を満たすことが見込まれる事業者又は商社、物流業者等で、奨励企業の指定を受けようとする者は、知事が別に定める期日までに、以下の書類を知事に提出するものとする。

- (1) 奨励企業指定申請書(様式第1号)
- (2) 対象コンテナとして第2条第11号又は第12号の条件を満たすことが確認できる書類
- (3) 新規立地・増設企業の場合、企業立地助成金又は物流業務施設立地助成金の交付決定を受けた事業者にあつては交付決定通知の写し、企業立地計画の承認を受けた事業者にあつては、承認通知の写し
- (4) 商社、物流業者等が助成を受ける場合には、事業者による奨励企業指定申請者に係る確認書(様式第2号)
- (5) 前年度の本港利用に係る船荷証券又は実質上の荷主であることが確認できる書類の写し(前年度において本港の利用実績がある場合)
- (6) 前年度本港利用実績の内訳が確認できる書類(前年度において本港の利用実績がある場合)
- (7) 初年度の交付を受けた実績のある事業者が、次年度以降の交付申請をする場合は、初年度に受けた交付決定通知書及び額の確定通知の写し
- (8) 継続利用(6箇年以上)に係る助成を受ける場合には、今年度及び過去3箇年度の本港利用に係る船荷証券又は実質上の荷主であることが確認できる書類の写し(物流事業者等が発行する実績証明書での代替も可)及び本港利用実績の内訳が確認できる書類。ただし提出が困難な場合は、県と別に協議するものとする。
- (9) その他知事が必要と認める書類

(奨励企業の指定)

第6条 知事は、前条の規定により提出された書類等をもとに選考を行い、奨励企業

に対し、奨励企業指定通知書（様式第3号）により、奨励企業に指定した旨を通知するものとする。

（奨励金の交付申請）

第7条 奨励企業は、指定を受けた後、速やかに規則第3条に規定する交付申請書に、事業計画書（様式第4号）を添付して知事に提出するものとする。

（事業の計画変更又は中止の承認申請）

第8条 奨励企業は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業計画変更（中止）承認申請書（様式第5号）に変更後の事業計画書を添付して知事に提出するものとする。

- （1）当該年度における本港利用のコンテナ取扱個数又はRORO船貨物量が事業計画における利用見込を上回ることが、年度途中において明白となった場合
- （2）当該年度における本港利用のコンテナ取扱個数又はRORO船貨物量が第4条に規定する奨励金の交付要件を満たさないことが、年度途中において明白となった場合

（事業の実績報告）

第9条 奨励企業は、奨励事業完了の日から30日以内又は知事が別に定める期日までに、規則第12条に規定する実績報告書に、以下の書類を添付して知事に提出しなければならない。

- （1）事業実績書（様式第6号）
- （2）当該年度の本港利用に係る船荷証券又は実質上の荷主であることが確認できる書類の写し
- （3）今年度本港利用実績の内訳が分かる書類
- （4）その他知事が必要と認める書類

（細則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、知事が別に定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

（経過措置）

2 平成24年4月1日から平成29年3月31日までの間に伏木富山港拠点化支援事業（荷主企業奨励金）実施要綱第4条の奨励金の交付決定を受けた者に係る奨励金の交付については、伏木富山港利用促進事業（荷主企業奨励金）実施要綱第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。この場合において、当該者が奨励金の交付を受けることができる期間については、最初の交付決定から起算して5箇年度目までに限るものとする。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

富山県知事

殿

住所

事業者名

代表者職氏名

## 奨励企業指定申請書

年度伏木富山港利用促進事業（荷主企業奨励金）に係る奨励企業の指定を受けたいので、伏木富山港利用促進事業（荷主企業奨励金）実施要綱第5条の規定に基づき申請します。

なお、本件に関し、関係の機関等へ照会されても差し支えありません。

## 1 事業計画

奨励事業の概要			
輸送期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
輸送経路及び輸送手段	(シフト前)		
	(シフト後)		
輸送事業者	(上記の経路ごとに主な輸送事業者)		
荷主名・輸送品目			
取扱予定 コンテナ個数	(輸出) TEU	(輸入) TEU	(合計) TEU
奨励金 請求予定額	円		
来年度以降の 本港利用見込			

## 2 添付書類

- (1) 対象コンテナとして第2条第10号の条件を満たすことが確認できる書類
- (2) その他、申請内容を確認するために必要な資料

富山県知事

殿

住所

事業者名

代表者職氏名

## 奨励企業指定申請書

年度伏木富山港利用促進事業（荷主企業奨励金）に係る奨励企業の指定を受けたいので、伏木富山港利用促進事業（荷主企業奨励金）実施要綱第5条の規定に基づき申請します。

なお、本件に関し、関係の機関等へ照会されても差し支えありません。

## 1 事業計画

奨励事業の概要			
輸送期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
輸送経路及び輸送手段			
輸送事業者	(上記の経路ごとに主な輸送事業者)		
荷主名・輸送品目			
取扱予定コンテナ個数	(輸出) TEU	(輸入) TEU	(合計) TEU
奨励金請求予定額	円		
来年度以降の本港利用見込			



## 2 添付書類

- (1) 対象コンテナとして第2条第11号の条件を満たすことが確認できる書類
- (2) その他、申請内容を確認するために必要な資料

様式第1号-3（第5条関係）（新規立地・増設企業、商社・物流業者等、シフト貨物事業・新規貨物事業の2～5年度）

年 月 日

富山県知事

殿

住所 \_\_\_\_\_

事業者名 \_\_\_\_\_

代表者職氏名 \_\_\_\_\_

### 奨励企業指定申請書

年度伏木富山港利用促進事業（荷主企業奨励金）に係る奨励企業の指定を受けたいので、伏木富山港利用促進事業（荷主企業奨励金）実施要綱第5条の規定に基づき申請します。

なお、本件に関し、関係の機関等へ照会されても差し支えありません。

#### 1 事業計画

奨励事業の概要				
輸送期間	年 月 日～ 年 月 日			
輸送経路及び輸送手段				
輸送事業者	（上記の経路ごとに主な輸送事業者）			
荷主名・輸送品目				
前年度 本港利用実績	輸出	輸入	合計	対前年度 増加量
	TEU	TEU	TEU	
今年度 本港利用見込	輸出	輸入	合計	TEU (+ %)
	TEU	TEU	TEU	
奨励金 請求予定額	円			
来年度以降の 本港利用見込				

## 2 添付書類

- (1) 前年度の本港利用に係る船荷証券又は実質上の荷主であることが確認できる書類の写し
- (2) 前年度本港利用実績の内訳が確認できる書類（港湾運送事業者別、利用月別、輸出入先別等）
- (3) 新規立地・増設企業の場合、企業立地助成金又は物流業務施設立地助成金の交付決定を受けた事業者にあつては交付決定通知の写し、企業立地計画の承認を受けた事業者にあつては承認通知の写し
- (4) 交付を受けた実績のある事業者が、次年度以降の交付申請をする場合は、初年度に受けた交付決定通知書及び額の確定通知の写し

富山県知事

殿

住所 \_\_\_\_\_

事業者名 \_\_\_\_\_

代表者職氏名 \_\_\_\_\_

### 奨励企業指定申請書

年度伏木富山港拠点化支援事業費助成金（荷主企業奨励金）に係る奨励企業の指定を受けたいので、伏木富山港拠点化支援事業費助成金（荷主企業奨励金）実施要綱第5条の規定に基づき申請します。

なお、本件に関し、関係の機関等へ照会されても差し支えありません。

#### 1 事業計画

奨励事業の概要				
伏木富山港 利用開始年度	年度			
過去3箇年度の 利用実績及び 今年度利用見込	項目	輸出	輸入	合計
	年度実績	TEU	TEU	TEU
	年度実績	TEU	TEU	TEU
	年度実績	TEU	TEU	TEU
	3箇年度の 平均利用実績	/	/	TEU
	今年度本港 利用見込	TEU	TEU	TEU
	差引利用増加見込	/	/	TEU
奨励金 請求予定額	円			
来年度以降の 本港利用見込				

## 2 添付書類

- (1) 過去3箇年度の本港利用に係る船荷証券又は実質上の荷主であることが確認できる書類の写し（物流事業者等が発行する実績証明書での代替も可）
- (2) 過去3箇年度の本港利用実績の内訳が確認できる書類（港湾運送事業者別、利用月別、輸出入先別等）
- (3) 交付を受けた実績のある事業者が、次年度以降の交付申請をする場合は、初年度に受けた交付決定通知書及び額の確定通知の写し

富山県知事

殿

住所

事業者名

代表者職氏名

## 奨励企業指定申請書

年度伏木富山港利用促進事業（荷主企業奨励金）に係る奨励企業の指定を受けたいので、伏木富山港利用促進事業（荷主企業奨励金）実施要綱第5条の規定に基づき申請します。

なお、本件に関し、関係の機関等へ照会されても差し支えありません。

## 1 事業計画

奨励事業の概要				
	前年度 本港利用実績	輸出	輸入	合計
トン ( $m^3$ )		トン ( $m^3$ )	トン ( $m^3$ )	
今年度 本港利用見込	輸出	輸入	合計	トン ( $m^3$ )
	トン ( $m^3$ )	トン ( $m^3$ )	トン ( $m^3$ )	
来年度以降の 本港利用見込				

## 2 添付書類

- (1) 前年度の本港利用に係る船荷証券又は実質上の荷主であることが確認できる書類の写し
- (2) 前年度本港利用実績の内訳が確認できる書類（港湾運送事業者別、利用月別、輸出入先別等）

様式2号（第5条関係）

年 月 日

富山県知事

殿

住 所 \_\_\_\_\_

事業者名 \_\_\_\_\_

代表者職氏名 \_\_\_\_\_

伏木富山港利用促進事業（荷主企業奨励金）に係る奨励企業指定申請書に係る確認書

下記最終荷主から富山県知事あての 年 月 日付け奨励企業指定申請書により、下記最終荷主が伏木富山港利用促進事業（荷主企業奨励金）に係る奨励企業の指定を受けようとする者であることを確認します。

記

助成対象者となる者 住所  
氏名



年 月 日

殿

富山県知事

## 奨励企業指定通知書

年 月 日付けで申請のあった、 年度伏木富山港利用促進事業（荷主企業奨励金）に係る奨励企業の指定については、選考の結果、貴社を奨励企業に指定したので通知します。

様式第4号-1 (第7条関係) (シフト貨物事業)

事業計画書

事業者名

奨励事業の概要			
輸送期間	年 月 日～ 年 月 日		
輸送経路及び輸送手段	(シフト前)		
	(シフト後)		
輸送事業者	(上記の経路ごとに主な輸送事業者)		
荷主名・輸送品目			
取扱予定 コンテナ個数	(輸出) TEU	(輸入) TEU	(合計) TEU
奨励金 請求予定額	円		
来年度以降の 本港利用見込			

事業計画書

事業者名

奨励事業の概要			
輸送期間	年 月 日～ 年 月 日		
輸送経路及び輸送手段			
輸送事業者	(上記の経路ごとに主な輸送事業者)		
荷主名・輸送品目			
取扱予定 コンテナ個数	(輸出) TEU	(輸入) TEU	(合計) TEU
奨励金 請求予定額	円		
来年度以降の本港利用見込			

様式第4号-3 (第7条関係) (新規立地・増設企業、商社・物流業者等、シフト貨物事業・新規貨物事業の2～5年度)

## 事業計画書

事業者名

奨励事業の概要				
輸送期間	年 月 日～ 年 月 日			
輸送経路及び輸送手段				
輸送事業者	(上記の経路ごとに主な輸送事業者)			
荷主名・輸送品目				
前年度 本港利用実績	輸出	輸入	合計	対前年度 増加量
	TEU	TEU	TEU	
今年度 本港利用見込	輸出	輸入	合計	TEU (+ %)
	TEU	TEU	TEU	
奨励金請求予定額	円			
来年度以降の本港利用見込				

事業計画書

事業者名

奨励事業の 概 要				
前年度 本港利用実績	輸出	輸入	合計	対前年度 増加量
	トン (m <sup>3</sup> )	トン (m <sup>3</sup> )	トン (m <sup>3</sup> )	
今年度 本港利用見込	輸出	輸入	合計	トン (m <sup>3</sup> )
	トン (m <sup>3</sup> )	トン (m <sup>3</sup> )	トン (m <sup>3</sup> )	
来年度以降の 本港利用見込				

富山県知事

殿

住所 \_\_\_\_\_

事業者名 \_\_\_\_\_

代表者職氏名 \_\_\_\_\_

### 事業計画変更（中止）承認申請書

年 月 日付け富山県指令第 号で奨励金の交付の決定の通知があった伏木富山港利用促進事業（荷主企業奨励金）について、事業計画を変更（中止）したいので、事業実施要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり変更（中止）の承認を申請します。

#### 記

変更（中止） の内容	
理 由	

添付書類

変更後の事業計画書（様式第4号）

事業実績書

事業者名

奨励事業の概要			
輸送期間	年 月 日～ 年 月 日		
輸送経路及び輸送手段	(シフト前)		
	(シフト後)		
輸送事業者	(上記の経路ごとに主な輸送事業者)		
荷主名・輸送品目			
取扱 コンテナ個数	(輸出) TEU	(輸入) TEU	(合計) TEU

事業実績書

事業者名

奨励事業の概要			
輸送期間	年 月 日～ 年 月 日		
輸送経路及び輸送手段			
輸送事業者	(上記の経路ごとに主な輸送事業者)		
荷主名・輸送品目			
取扱 コンテナ個数	(輸出) TEU	(輸入) TEU	(合計) TEU



様式第6号-3 (第9条関係) (新規立地・増設企業、商社・物流業者等、シフト貨物事業・新規貨物事業の2～5年度)

## 事業実績書

事業者名

奨励事業の概要				
輸送期間	年 月 日～ 年 月 日			
輸送経路及び輸送手段				
輸送事業者	(上記の経路ごとに主な輸送事業者)			
荷主名・輸送品目				
前年度 本港利用実績	輸出	輸入	合計	対前年度 増加量
	TEU	TEU	TEU	
今年度 本港利用実績	輸出	輸入	合計	TEU (+ %)
	TEU	TEU	TEU	

事業実績書

事業者名

奨励事業の 概 要				
前年度 本港利用実績	輸出	輸入	合計	対前年度 増加量
	トン (m <sup>3</sup> )	トン (m <sup>3</sup> )	トン (m <sup>3</sup> )	
今年度 本港利用実績	輸出	輸入	合計	トン (m <sup>3</sup> )
	トン (m <sup>3</sup> )	トン (m <sup>3</sup> )	トン (m <sup>3</sup> )	